

魚津市告示第204号

魚津市若者ワクチン接種促進事業実施要綱を次のように定める。

令和3年9月10日

魚津市長 村椿 晃

魚津市若者ワクチン接種促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加傾向にある若者に、ワクチン接種を促進し感染拡大を防止するため、魚津市若者ワクチン接種促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に20歳から40歳までに達する者

(2) 応募日現在において、魚津市に住所を有する者

(3) 令和3年11月14日までに新型コロナウイルスワクチンを2回接種した者

(応募方法)

第3条 事業の特典を受けようとする者は、魚津市ホームページに公開された専用WEBサイトから応募しなければならない。

2 応募は、1人につき1回限りとする。

(応募期間)

第4条 応募期間は、令和3年9月15日から令和3年11月30日までとする。

(特典の進呈)

第5条 市は、前2条の規定による応募があったとき、対象者に対し、抽選により商品券を進呈するものとする。

2 商品券の額及び進呈人数は、次に掲げる額及び人数とする。

(1) 3万円 30人

(2) 2万円 50人

(3) 1万円 100人

3 第1項の抽選の方法及び抽選日は、市長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。